

**特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約に係る  
一般競争入札参加者の資格等に関する規程**

平成 8 年 4 月 19 日  
告示第 427 号

[沿革] 平成 11 年 3 月 31 日第 310 号、平成 12 年 1 月 28 日第 77 の 3 号、平成 13 年 3 月 30 日第 314 号改正、平成 16 年 2 月 27 日第 132 号改正、平成 16 年 3 月 31 日第 255 号改正、平成 16 年 8 月 13 日第 575 号改正、平成 19 年 3 月 30 日第 288 号改正、平成 21 年 3 月 31 日第 343 号改正、平成 24 年 3 月 30 日第 213 号改正、平成 29 年 3 月 31 日告示第 243 号改正、平成 31 年 3 月 29 日告示第 241 号改正、令和 3 年 3 月 30 日告示第 273 号、令和 4 年 3 月 29 日告示第 211 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、別に定めがあるもののほか、特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約を締結する場合における一般競争入札の参加者の資格等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約をいう。
- (2) 県営建設工事 県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和 56 年岩手県告示第 412 号。以下「資格等規程」という。）第 2 条第 1 号に規定する県営建設工事をいう。
- (3) 課長等 岩手県知事部局行政組織規則（平成 13 年岩手県規則第 46 号）第 2 章に規定する室の課長及び担当課長並びに同章に規定する課の長、議会事務局総務課総括課長、岩手県教育委員会行政組織規則（昭和 37 年岩手県教育委員会規則第 2 号）第 15 条に規定する課及び室の長、岩手県警察組織規則（昭和 49 年岩手県公安委員会規則第 2 号）第 2 条及び第 19 条に規定する課の長、医療局経営管理課総括課長並びに企業局経営総務室管理課長並びにこれらの職と同等にあると認められる者をいう。

(資格の審査)

第 3 条 知事は、特定調達契約に該当する県営建設工事の請負契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該請負契約に係る一般競争入札への参加に必要な資格基準（以下「資格基準」という。）を定めるものとする。

2 前項の一般競争入札に参加しようとする者は、その年度ごとに、資格基準に係る審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4

第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当する者

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による許可を受けていない者

(3) 法第27条の29第1項の規定による総合評定値の通知を請求していない者

(4) 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者（第1号に掲げる者を除く。）

（申請書類の提出）

第4条 資格審査を受けようとする者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出しなければならない。

（資格基準の公示）

第5条 知事は、資格基準を定めたときは、これを公示するものとする。

（名簿の作成及び通知）

第6条 知事は、資格審査を行ったときは、資格基準に適合すると認める者（以下「資格者」という。）につき名簿を作成し、又はこれに追加し、その結果を申請書を提出した者に通知するものとする。

（資格の喪失）

第7条 資格者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、資格を失うものとする。

(1) 政令第167条の4第1項の規定に該当するとき。

(2) 法第3条第3項の規定により建設業の許可の効力を失ったとき。

(3) 法第29条又は第29条の2の規定により建設業の許可を取り消されたとき。

（名簿の有効期間）

第8条 名簿の有効期間は、名簿を作成した年の6月1日から当該名簿を作成した年の翌年の5月31日までとする。

（資格の取消し）

第9条 知事は、資格者が次の各号のいずれかに該当する場合には、資格を取り消すことができる。

(1) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する場合

(2) 第3条第3項第4号に該当する者であることが判明した場合で、極めて悪質であると知事が認めたとき。

2 知事は、前項の規定により資格者の資格を取り消したときは、直ちに、当該資格を取り消された者に通知するものとする。

（最低価格入札者以外の者を落札者としてすることができる場合の基準の作成）

第10条 知事は、必要があると認めるときは、政令第167条の10第1項の規定に基づき、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申

込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により契約の内容に適した履行がなされないおそれがあるため最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者とすることができる場合の基準（以下「低入札価格調査基準」という。）を作成するものとする。

（一般競争入札審議会）

第11条 知事は、次に掲げる場合においては、あらかじめ出納局副局長（出納局副局長に事故があるときは、出納局総務課入札課長）が主宰し、農村整備担当技監、林務担当技監、水産担当技監、道路担当技監、河川港湾担当技監及びまちづくり担当技監又はこれらの者が指名する者並びに関係課長等が出席して行う会議（以下「一般競争入札審議会」という。）で審議させるものとする。

- (1) 政令第167条の5の2に規定する入札に参加する者の工事等についての経験及び技術的適性の有無等（以下「技術的適性等」という。）に関する必要な資格を定めようとするとき。
- (2) 入札に参加しようとする者の技術的適性等に関する必要な資格を確認しようとするとき。
- (3) 低入札価格調査基準に該当する入札が行われた場合において、当該入札の落札者を決定しようとするとき。

2 資格等規程第14条第3項から第5項まで及び第16条の規定は、一般競争入札審議会の場合の方法及び秘密の保持について準用する。この場合において、資格等規程第14条第3項から第5項までの規定中「競争入札審議会」とあるのは「一般競争入札審議会」と、資格等規程第16条中「競争入札審議会及び地方競争入札審議会」とあるのは「一般競争入札審議会」と読み替えるものとする。

（医療局長又は企業局長の依頼による一般競争入札審議会の開催）

第12条 知事は、医療局長又は企業局長から一般競争入札審議会の開催を依頼されたときは、この規程に基づいてこれを行うものとする。

附 則

この告示は、平成8年4月19日から施行する。

附 則（平成11年3月31日告示第310号）

この告示は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年1月28日告示第77の3号）

この告示は、平成12年2月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日告示第314号）

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年2月27日告示第132号）

この告示は、平成16年3月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日告示第255号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年8月13日告示第575号）

この告示は、平成16年8月13日から施行する。

附 則（平成19年3月30日告示第288号）

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日告示第343号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日告示第213号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第243号）

この告示は、平成29年3月31日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第241号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月30日告示第273号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日告示第211号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。